

令和3年度 医療的ケアに従事する看護職員実地研修会 実施要領

1 目 的

近年、医療や医療技術の進歩、加齢に伴う状態変化によって、医療的ケアを必要とする重症の障害児（者）が増加しており、障害者施設や地域において医療的ケアを必要とする障害児者に対応できる専門職員について配置のニーズが高まっていることを受け、本年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、国や自治体の支援策が責務として明文化されている。

医療的ケアを必要とする障害児（者）に対しては、一般的な健康や疾病管理・保健管理だけでなく、より専門的な観察や対応のための知識・方法・技術が求められていることから、重症心身障害者の病棟を運営・管理する医療機関の協力を得て、障害者施設に勤務する看護職員及び訪問看護ステーション等で主に障害児（者）を担当する看護職員に、医療的ケアを要する重症心身障害児（者）の病態及び合併症や日常生活援助の実際を学ぶ機会を提供し、支援者間の課題の共有を図り連携を強化することを目的とする。

2 主 催

京都府家庭支援総合センター（京都市東山区清水四丁目185番地1）

電話 075-531-9608（障害グループ専用） FAX 075-531-9610

3 協力病院

（独） 国立病院機構 南京都病院（城陽市中芦原11番地/0774-52-0065）

（福） 花ノ木 花ノ木医療福祉センター（亀岡市大井町小金岐北浦37-1/0771-23-0701）

4 研修内容

- （1）日時：令和3年12月20日（月）9：30～16：15
12月21日（火）9：30～16：30
12月22日（水）9：30～16：30

- （2）内容：マイクロソフト Teams を活用したオンライン型の研修で、重症心身障害児（者）病棟におけるケアの実際を学ぶ

5 対 象 者

障害者施設や訪問看護ステーション等で主に障害児（者）のケアを行う看護職員

6 定 員

15名程度（希望者が定員を超える場合は調整を行う。）

7 研修プログラム

別紙のとおり

8 参加申込みの方法

参加希望者は、別紙様式を令和3年11月26日（金）までに京都府家庭支援総合センターあて提出（期限厳守。E-mail 又は FAX にて送信）。

申込者には、12月上旬頃に受講の可否を文書により通知を行う。

9 その他

本研修では、実地における研修がないため、修了証書ではなく受講証明書を発行する。